

(別紙)

令和3年二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 天川村脱炭素社会構築に向けた再エネ導入目標策定事業

業務仕様書

1 業務名

天川村脱炭素社会構築に向けた再エネ導入目標策定事業業務

2 期間

契約締結の日から令和4年1月31日(予定)

3 業務内容

2050年までの脱炭素化は社会的な趨勢の中で地域が取り組まなければならない必須の課題であり、そのロードマップとなる適切な再エネ導入目標を作成するための促進エリア設置等に向けたゾーニング等の合意形成を図る事業及び官民連携で行う地域に裨益する再エネに関する事業の実施・運営体制を構築し、脱炭素社会の実現に向けて解決すべき地域の自然的・経済的・社会的課題の把握のため再エネに関する事業の持続性の向上を推進し、基礎情報の収集・現状分析を適切な方法で行う必要がある。

このため、持続可能でレジリエントな地域社会の実現に資することを目的に脱炭素社会を見据えた再生可能エネルギーの導入を目標とする地域社会実現支援事業に係る計画を策定するものである。

4 委託により実施する業務の内容

天川村再エネ導入目標策定事業の計画策定のため、概ね次の業務を行うものとする。

なお、業務内容は必要と思われる事項を示したものであり、プロポーザルの実施において決定した受託者の企画提案内容により変更する場合がある。

(1) 現状の把握とその分析調査

再エネの導入目標を策定するために以下の項目を調査し、2050年までに地域における脱炭素の実現を目指す体制のあり方や望ましい体制づくりについて検討すること。

なお、調査にあたっては必要に応じて、担当部局、地域住民、関係団体等へのアンケートやヒアリング等を行うこととする。

ア 天川村内におけるエネルギー消費量の把握と分析(熱需要量の推計、時間帯、季節変動等、消費量の推計の方法等については別途協議を行う。)

イ 木質バイオマス、小水力発電等地域資源を活用した持続可能なエネルギー利用への転換

- ウ 木質バイオマス賦存量の把握と評価
 - エ 避難施設への太陽光発電、蓄電装置の導入可能性調査
 - オ 小水力発電の導入可能性技術調査及び検討
 - カ 避難施設への太陽光発電、蓄電装置の導入調査及び検討
 - キ 村内住宅における温熱環境等健康影響調査
 - ク その他現状の把握に必要となるアンケート調査、ヒアリング調査
- (2) 脱炭素社会実現に向けた目標、仕組みの検討
- 天川村内で実施した調査と分析結果を基に、脱炭素化に向けて取り組みの必要のある目標あるいは仕組みを検討する。
- ア エネルギー削減可能量の計算
 - イ 天川村における省エネポテンシャルの計算
 - ウ 木質バイオマス賦存量に関する諸計算（森林整備分影響量を考慮）
 - エ 小水力発電導入の検討、運用の試算
 - オ 避難施設への太陽光発電装置設置検討、運用の試算
 - カ 住宅健康リスク低減効果の試算
- (3) 地域の省エネ・再エネ等行動計画の検討
- 様々な調査結果を基に、エネルギーの地域循環やCO₂削減効果、村全体の省エネルギーの推進とそれに向けた行動計画等、生物多様性・森林の保全等が生み出す付加価値を含め、天川村が進むべき省エネ、再エネの総合的な計画・事業について検討・検証を行う。
- ア 村内再生可能エネルギー導入検討会議
 - イ 村民アンケート、ヒアリングを行う際の調査説明会、結果報告会
- (4) 再エネ導入計画案の策定
- 各種補助制度も考慮し、先行事例調査や有識者からのヒアリング等も踏まえ検討を行い、実現可能な再生エネルギー導入計画案を提案すること。なお、提案にあたっては以下の視点に留意し、実効性の高いものとする。
- ア 地域エネルギーの有効活用を基軸として、雇用創出等の可能性を探る視点
 - イ 地域の活性化に資する視点
 - ウ ランニングコスト削減の視点
 - エ 地域特性を活かした需要先を見出す視点
 - オ 小水力発電、太陽光発電、木質バイオマス事業そのものの事業性のみならず、エネルギーの地域内循環やCO₂の削減効果、住宅性能の改善による健康の増進、定住条件の向上、生物多様性・森林の保全等が生み出す付加価値を含めた総合的な事業性を評価する視点
 - カ 他の行政計画との整合性をとる視点
- (5) 関係者等との打合せ
- 必要に応じて村担当者及び村内関連事業者等との打ち合わせを実施すること。
- (6) 再エネ導入目標を適切に反映した地方自治体実行計画（区域施策編）の策定について
- 本事業の採択に際して、事業の完了日が属する年度終了後2年以内に再エネ導入目標を適切に反映した地方自治体実行計画（区域施策編）の策定義務が付言されており、天川村の脱炭素化への着実な取り組みの指針となるべく天川村実行計画（区域施策編）の取りまとめを行う。
- (7) その他天川村の脱炭素を目指す行政の推進に資する業務
- 天川村の脱炭素を目指す行政を進める中で必要となる業務について、必要に応じてその支援を行う。

5 業務の進め方

前項の項目に関して、天川村と十分な打合せ協議を行いながら、必要項目について業務を遂行する。

6 必要となる資格

本委託事業は次の実績を有するものでなければ受託出来ない。

- ①国が主催する新エネ、再エネ等の導入・調査等の受託の実績があるもの
- ②奈良県内に本支店があるもの
- ③奈良県内において小水力発電事業の実績があるもの
- ④奈良県内において自治体と連携した太陽光発電事業の実績のあるもの

7 その他・留意事項

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。

また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、天川村の指示に従うこと。

(2) 個人情報の取り扱い

受託者は、本業務に関連した個人情報の取扱については、「個人情報保護法」に基づき、適切な措置を講ずること。

(3) 身分証明書の携行

受託者の作業従事者は、常に身分証明書を携行すること。

(4) 疑義の解消等

業務の実施にあたって必要な事項のうち、本書で明記の無い点又は疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず本村業務担当者と協議し承認を得ること。

(5) 再委託について

受託者は本業務の委託の全部を一括して、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(6) 著作権等

受託者は、本業務の遂行により生じた著作権（著作権法第27条及び第28条に定められた権利を含む）は、委託事業終了時に、ただちに発注者に無償で譲渡するものとする。

また受託者は、委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。

(8) その他

この仕様に定めのない事項で、業務遂行に必要となる項目が生じた場合は村と受託者が対等な立場で協議して、事業のより良い完遂を目指すものとする。